

第23回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成29年12月6日(水) 午後3時00分～午後4時50分
2. 会 場 佐賀支所 3階大会議室
3. 出席委員 【農業委員】(12人)
1番 小谷健児、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、5番 濱口佳史、
6番 山中 讓、7番 金子孝子、8番 伊芸精一、9番 宮川陽子、
11番 篠田 開、12番 福留康弘、13番 松本昌子、14番 吉尾好市
【推進委員】(7人)
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、4番 宮川建作、
5番 篠田 博、6番 尾崎澄夫、7番 福井正一
(事務局：書記 森下)
4. 欠席委員 【農業委員】(2人) 2番 野坂賢思、10番 堀野裕一、
【推進委員】(0人)
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第1号 農地法第3条許可申請(3件)
議案第2号 農地法第4条許可申請(3件)
議案第3号 非農地証明願について(1件)
議案第4号 形状変更に関する届出の報告(6件)
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
 - (3) その他の討議・報告事項について

議 長 それでは、時間も来ましたので、12月の定例会を始めたいと思います。
大変お寒い中、お集まりくださりましてありがとうございます。この後は、年に1回の忘年会ということで、全員の御参加をお願いしたいと思いますが、今日の欠席者が急遽、野坂君と堀野君が欠席ということでございますが、会としては成立しております。また、議事録署名人は山中君と金子さんをお願いしたいと思います。それではよろしくお願いします。

それでは早速議案に入りたいと思います。議案第1号農地法第3条耕作目的による農地の権利移動の規定による許可申請について、3件出ておりますが1番より説明をお願いします。

〇〇さん本人が御出でますので、この件については退席をお願いします。
(〇〇委員退席)

それでは1番より事務局、説明をお願いします。

事務局 今日は案件が多数ありますので、説明を短く端的におこないたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは議案第1号、農地法第3条、耕作目的による農地の権利移動ということで、まず1番、内容についてはこの資料に書いてあるとおりですが、まず譲渡人〇〇〇〇さん、譲受人〇〇〇〇さん、申請地が御坊畑字キノハナ900番地1、田で1,385㎡となっております。理由といたしましては、譲渡人に耕作してもらっている。子どもたちも要らないと承諾。無償で譲渡したい。という理由です。資料の3ページお願いします。航空写真を付けていますが、位置的には上田の口の国道分岐点から1km位入った、御坊畑の集落の手前となっております。4ページに住宅地図を付けて位置を示しております。5ページに航空写真の拡大を付けております。それと見ただけで、字キノハナ900番1と書いてありますが、田んぼの筆が5、6筆が1つで1筆になっているみたいです。6ページについては、この申請地1反3畝以上ありますが、先ほど言いましたように何筆が一緒になって900の1番、あと県道にも取られているような公図となっております。7ページお願いいたします。農地法第3条2項についてですが、まず譲受人〇〇〇〇さんについての内容ですが、まず第2項第1号全部効率利用ということで、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。ということで農作業従事者というのは、本人と奥さんの2人となっております。保有機械については、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台、管理機1台、軽トラック1台、所有しております。ですので第2項第1号には該当しないということになります。第2項第2号については譲受人は個人であり、適用なし。ということで、農業生産法人以外の法人ということになりますので該当しません。第2項第3号信託については、信託ではないので適用なし。ということで、これも該当しない。第2項第4号農作業常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。ということで、年間250日の農作業従事日数ということで申請があります。ですのでこれも該当しません。第2項第5号下限面積につきましては、今回の取得分を含めて308.583aになりますので、30a超えます。ですのでこれも該当しないということになります。第2項第6号転貸禁止ということですが、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。ということでこれも該当しません。第2項第7号については地域との調和ということで、従来通りの営農、水稻栽培を行うので、周辺農地への影響はないと考える。ということで、これも該当なしということになります。以上ですが問題は無いと思います。

議長 はい、事務局からの説明がありました。担当委員さん補足説明があればお願いします。

〇〇委員 〇〇〇〇さんは、息子さんが2人いまして、1人は黒潮町の役場もう1人は電力に勤めておりまして、全部譲りたいということでもあります。

議長 今、担当さんからの説明が終わりました。〇〇〇〇さんに全部譲りたいと、無償で譲りたいということですが、この件について何か質疑、質問のある方お願いします。

(質疑なし)

無いようでしたら承認を受けたいと思いますが、この件について承認されます方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

はい、挙手多数でございます1番については承認されました。

〇〇委員の入室をお願いします。

(〇〇委員入室)

それでは、農地法第3条許可の2番をお願いします。

事務局 すみません。先ほどの分で説明洩れがありました。農地のある場所は農用地区域内で利用権設定はありません。

それでは議案第1号の2番に移ります。譲渡人が〇〇〇〇さん、譲受人が〇〇〇〇さんとなっております。申請地につきましては、蜷川字マトバ4237番地、田、402㎡と同じく、蜷川字マトバ4238番地、田、348㎡となっております。理由といたしましては、所有権移転ということで譲受人が、借地として耕作しているが、譲渡人の要望で許可後売買するもの。となっております。9ページお願いいたします。航空写真を付けております。同じく10ページに住宅地図を付けておりますが、蜷川であいの里が有りますが、そのであいの里のすぐ手前の所に申請地があります。11、12ページに拡大写真と公図を付けております。それでこの農地につきましては、農用地区域で、利用権の設定はされています。利用権の設定は、今回の譲渡人と譲受人とで利用権の設定をされておりますので、その土地を所有権移転でするので問題は無いと思います。それで農地法第3条第2項についてですが、13ページお願いいたします。譲受人〇〇〇〇さんについてですが、第1号につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。ということで、農作業従事者については、本人と御父さん御母さんとで従事されております。保有機械につきましては、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機1台となっております。第1号については該当しない、ということになります。第2号の農業生産法人以外の法人については、譲受人は個人であり、適用なし。ということでこれも該当しません。第3号信託については、信託ではないので適用なし。ということでこれも該当しません。第2項第4号については、農作業常時従事ということで譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。ということで、年間300日の農作業従事日数となっております。ということでこれも該当しません。第5号下限面積につきましては、今回の取得分を含めて35.29aとなります。ですので30aを超えますので該当しません。第6号転貸の禁止ということで、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。ということになり該当しませんが、利用権の説明については先ほど説明したとおりとなっております。

第7号地域との調和につきましては、従来通りの営農のイチゴ栽培を行うので、周辺農地への影響はないと考える。ということでこれも該当しません。以上ですが問題はないと思います。

議長 今、事務局の説明が終わりました。担当委員さん何か補足説明があればお願いします。

〇〇委員 私の担当ですので補足します。〇〇〇〇さんは新規就農者で、レンタルを建ててイチゴを作りたいということで始めました。御父さん御母さんも前からイチゴ作りをしますので、その後を継いでイチゴ作りをしたい。この間はレンタル建てるところを見てもろうたがですが、その新しい苗床もここで苗づくりが出来ると言っていました。〇〇〇〇

さんは蜷川に帰ってくることもないので、買って貰いたいと、〇〇〇〇さんから申し出があったと聞いています。問題はないのでよろしくをお願いします。

議 長 今、担当委員さんから説明がありました。問題は無いと思います。ということですが、この件について何か質疑等ありませんか。

何か質疑等ありませんか。

(質疑なし)

無ければ承認を受けたいと思いますので、この件について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。2番につきましても承認されました。

続きまして3条許可申請の3番をお願いします。

事務局 それでは3番目について説明をさせていただきます。

譲渡人については〇〇〇〇さん。譲受人については〇〇〇〇さん。申請地につきましては、入野字平成7237番地、畑で3445㎡です。理由としては、所有権移転で売買となっています。この農地については、農用地区域内、早咲の国営平成団地のなかです。利用権の設定については、設定されておられません。

この譲受人については、認定農業者外の方です。15ページをお願いします。位置的なことですが、この航空写真と16ページの住宅地図を見ていただいて、早咲の国営平成団地の西南総合の倉庫と土取り場があるのですが、その近くです。17、18ページに航空写真で位置を示しています。それから19ページには公図を付けております。

それから20ページをお願いします。第3条の調査書についてですが、譲受人につきまして全部効率利用は、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。ということで、農作業従事者は御本人と御母さんとで従事されています。それから保有機械につきましては、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機1台を保有してございまして、これは該当しないということになります。第2号農業生産法人以外の法人については、譲受人は個人であり適用なし。ということでこれも該当しません。第3号信託については、信託ではないので適用なし。ということで該当しません。第2項第4号農作業常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。年間300日の農作業従事日数となっております。これも該当しません。第5号の下限面積につきましては、今回の取得分を含めて39.65aということになり30aを超えるので、これも該当しません。第6号転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。ということでこれも該当しません。第7号地域調和については、従来通りの営農、生姜、サトウキビを行うので、周辺農地への影響はないと考える。ということですので、これも該当しません。事務局としましては、問題は無いと判断します。以上です。

議 長 今、事務局の説明が終わりましたが、担当委員さん何か補足説明があれば。

〇〇委員 補足説明ではありませんが、〇〇〇〇さんは米とシシトウを一生懸命やりようので問題はないと思います。

議 長 今、担当委員さんから一生懸命やりようので問題はないということですが、この件に

ついて何か質疑、質問があればお願いします。

〇〇委員 〇〇〇〇さんは、元々どれくらい田を作りよったがやろうか。

議 長 〇〇〇〇さんは農政局に勤めよって定年退職になったため、それから親父さんは早くに亡くなったため農業は止めていたけれど、自分が退職してこちらに帰ってきたので、農業を再開するために土地を求めているのではないかと思います。

事務局 そのとおりです。

〇〇委員 下限面積が今回の分を含めて 39.65 a ということで、今までの分が少ないが。

事務局 お父さんは役場の近くでハウスをしていましたが、国道に取られて無くなっています。多少は借りて御母さんとラッキョウの栽培をしています。これから増やしていくと思います。

議 長 他に何かありませんか。

(質疑なし)

無ければ承認を受けたいと思います。3 番について承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。農地法第 3 条の 3 番についても承認されました。

続きまして議案第 2 号農地法第 4 条許可申請、これも 3 件出ていますが 1 番よりお願いします。

事務局 はい、それでは議案第 2 号の 1 番について、まず願出人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんという方です。願出地につきましては、加持字田村ヤシキ 3354 番地、畑で 128 m²となっています。願出理由につきましては、申請者は寝たきりの妻の介護のため、自宅そばまで車両を侵入させる必要があり、同居する娘は隣地で美容院を営んでいるが、当該申請地を整備することで、自宅敷地への通路を拡幅することができ、駐車場を確保することができる。以上の目的を達成できる土地は他に所有していない。ということで、22 ページから 30 ページに資料があります。22 ページに航空写真をつけています。申請地は、国道の早咲のコンビニから 2 km 位入った所に田村のバス停がありますが、そのすぐ近くです。23 ページ、24 ページに住宅地図と拡大の航空写真を付けております。あと 25 ページ、26 ページに公図を付けております。27 ページに申請の土地利用計画図を付けておまして、駐車場とヘルパーの軽自動車駐車場ということで、配置が示されております。28 ページから現況写真を付けていますが、現況写真では見たとおりの周りがコンクリートの道路、庭のなかに畑があるような状況になっています。これの右の方が、〇〇〇〇さんの自宅となっております。それから 29 ページについても、同じく申請地の写真を付けております。30 ページについては、全体を西の方から写した写真となっております。それでここは、農用区域外で利用権の設定もされておられません。土地利用計画図については、駐車場及び通路の整備をして、10 cm 盛土して 4 台分とヘルパー用軽自動車駐車場にしたいということになっています。排水計画につきましては、雨水は申請地内に自然浸透さす。生活排水は排出しない。ということになっています。資金計画については、畑を盛土で埋め上げるということで、建設の発生土を利用してやる計画となっておりますので、〇〇〇〇ということになっております。それと同意につきましては、隣地に農地がありませんので同意はありません。それと、この農地の区分につ

いては、その他の農地ということで第2種農地となります。事務局としましては、問題のあるところは無いと思います。以上です。

議長 今、事務局の説明が終わりました、担当委員さん補足説明があればお願いします。

〇〇推進委員 娘さんが美容院をしょって、駐車場と車を回したりするところが無いのと、ヘルパーさんの車を移動するときに使いたい。ということです。

議長 今、〇〇〇〇さんから説明がありました。駐車場として車を回したり、ヘルパーさんの車を移動するときに使いたい。と、特に問題はないと思いますが、この件について質疑、質問はありませんか。

なければ承認を受けたいと思いますが。

(質疑なし)

それでは、1番について承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。1番につきましては承認されました。

続きまして4条許可申請の2番をお願いします。

事務局 それでは4条の2番目です。願出人につきましては、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんという方で、願出地は上田の口字池本屋式115番地、畑、52㎡となっております。願出理由につきましては、申請者の娘夫婦が結婚し子どもが生まれ、現在の借家では手狭となることから転居を検討していた。実家である申請者宅に程近いことで協力が得られ易く、出身地で子育てをしたいとの娘の思いから、当該申請地を建築用地として選定した。ということで、31ページをお願いします。場所的には32ページを見ていただいたらお分かりになるかと思いますが、旧上田の口保育園のすぐ前にあたります。33ページ、34ページをお願いいたします。航空写真の拡大写真と公図、ピンクで塗ってある部分が申請地となります。それから35ページに土地利用計画図、排水計画図ということで付けています。ここのピンクで縁取りした部分が、申請地の115番地となりまして、その両側の116番地は宅地、123番地につきましても宅地となっております。それから36ページをお願いします。現況写真ですが、赤い枠で囲んだ部分が申請地115番で、その右側にあります物置が有る所が116番ということで、こちらは宅地となります。37ページをお願いいたします。これも中ほどに縁取りした所が申請地で、その下が123番地となっております。右の方に道路があります。ここは、農用地区域外の農地で利用権の設置はされておられません。土地利用計画については、池本屋式116番宅地と、申請農地に建築、駐車場は60cm嵩上げする。土地104㎡、建物66㎡で計画をしております。排水計画につきましては、生活排水は合併浄化槽で、浄化後雨水とともに道路側溝に排出する。計画としております。資金計画については、資金証明も添付されて書類は全部そろっております。同意については、周辺農地の地権者の同意、1名の方が添付されており隣接は農地1筆ですので全部付いております。それから、ここの農地区分については、第3種農地となります。内容的に、鉄道の駅から概ね300m以内となりますので、第3種農地ということで、くろしお鉄道西大方駅に直線距離で300m以内ですので、第3種農地ということで、事務局としては問題はないと思います。以上です。

議長 今、事務局の説明が終わりましたが、担当委員さん補足説明があればお願いします。

〇〇委員 私は〇〇〇〇さんと会いまして、現場を見てきました。〇〇〇〇さんは退職されて、

もう農業はしないということで、農業をするような話はありませんでした。36 ページを見ていただいたら分かりますが、右側に蓋が 2 個ありますがそこから宅地に申請するそうです。〇〇〇〇さんの家というのが、37 ページを見てもらったら下にあるのが家です。階段を付ける予定だそうです。問題は無いと思います。

議 長 はい、今担当委員さんから問題は無いということでございますが、この件について意見、質疑何かございませんか。

(質疑なし)

議 長 この件について何かございませんか。無ければ承認を受けたいと思いますが。それでは 4 条許可申請の 2 番について、承認されます方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。2 番につきましても承認されました。

続きまして 4 条許可申請 3 番について説明をお願いします。

事務局 はい、それでは 4 条許可の 3 番、願出人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、願出地は浮鞭字東押屋式 1740 番地、畑で 419 m²の内 32.95 m²ということで、願出理由につきましては、現在の墓は山中にあり、維持管理が困難なので所有している畑の一部分に新しい墓を作りたいとなっております。38 ページをお願いいたします。航空写真を付けておりますが、くろしお鉄道の浮鞭駅から近いところで、鉄道よりちょっと北側の所の申請地となっております。39 ページをお願いいたします。住宅地図を付けておりますが、道としては鞭の集会所を通過して奥に入っていく道となっております。40 ページに航空写真を付けておりますが、東押屋式 1740 番というのが点線の部分が 1 筆となっております。そのうちの一部が申請地の 32.95 m²となっております。同じく 41、42 ページに公図、図面を付けております。お墓については、申請が 1 件 33 m²ということになっておりますので、それはクリアーしているということになります。それから 43 ページに土地利用計画図、それから排水計画図が付いておりますが、お墓ですので自然排水ということになっております。44 ページに、計画しております墓地について掲載しております。45 ページ、46 ページに現況の写真を付けておりますが、点線と実践で囲まれたところが 1 筆になる所ですが、実線で四角に囲まれたところが申請地の 32.95 m²になります。

ここの農地については、農用地区域外の農地で、利用権設定については設定されておられません。土地利用計画については、墓地を 419 m²の内 32.95 m²利用して建立する。建築面積は 12.25 m²となっております。排水計画については、雨水は自然浸透とする。資金計画については、資金に関する資料も添付されております。同意については周辺農地の地権者の方、2 名おいでますが添付されております。農地の区分については第 3 種農地ということで、理由としては、鉄道の駅から概ね 300m 以内となっております。駅というのは、くろしお鉄道浮鞭駅となっております。以上、問題は無いと思います。

議 長 事務局の方から説明がありました、担当委員さん何か補足あればお願いします。

〇〇委員 (補足説明をする。)

議 長 それでは、意見がありましたように、〇〇〇〇〇〇〇〇提出してから許可します。ということで異議ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 事務局が〇〇〇〇〇〇〇〇受け取った時点で、この件については承認します。次の定

例会で報告をしてください。

3番については、そういうことにしたいと思います。

続きまして、議案第3号非農地証明について1件ですが出ておりますが、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案非農地証明願について御説明します。

願出人につきましては、住所〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、願出地、田野浦字小西761番地、畑、23㎡、願出理由につきましては、当該土地は、元、畑であったが、20年程以前より耕作を放棄し、雑草及び灌木が繁茂している。畑への復旧は容易にはできない状況である。という願出理由です。47ページをお願いします。航空写真をつけております。申請地は、JA高知はた大方南部農協花卉出荷場の北側の方に当たる位置になります。住宅地図で確認していただきたいと思います。あと49、50ページに拡大写真と公図を付けております。51ページに公図の合わせ図を付けています。52ページに現況写真を付けています。このように木も茂って現地も確認しにくいような状況にはなっています。事務局としては非農地として判断します。以上です。

議長 担当は田野浦ですので私ですが、小西という所は何回も見たことはあるんですが、はっきりとした現地というものをようつかみませんで、周辺の方に聞きましたところこの辺じゃということで、その人も判らない状態になっております。自分が思っているところでは、現在宅地みたいになっているような状況で、こんな藪は道の左側には藪としてありますが、ここは現在宅地みたいになって埋め立てて、既にかなり古い家が建っております、たぶんここではないかと周辺の方も言うておりましたけれど、農地が有るような所ではありません。はっきりとここということは掴みませんでしたが、非農地として認めてよいのではないかと判断します。よろしくをお願いします。

この件について、何か質問質疑ありませんか。

〇〇委員 だいぶ前に埋めていたのか。

議長 23㎡しかない土地が一体化して、分からなくなっている状況です。農地というようなものはありませんでした。

他にこの件について質疑ありませんか。無ければ承認を受けたいと思います。

(質疑なし)

この非農地証明について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。この非農地証明については承認されました。

それでは議案第4号形状変更に関する届出が6件出ていますが、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号形状変更届6件でございますが、場所的には同じ所で連続してますので一括で説明をさせていただきます。

申請の農地については、農用地区域外の農地となっております。届出人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、同じく〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、同じく〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんということで申請が出ております。〇〇〇〇さんの願出地につきましては2筆出てまして、1筆目が字神ノ前591番地1、田で240㎡。同じく2筆目が字神ノ前592番地1、田で407㎡。

届出理由につきましては、大方バイパスが高くなるため、隣接する土地を盛り上げて畑として使用する。という理由になっておりまして、全部6件とも同じです。2番目の〇〇〇〇さんにつきましては、届出地、同じく字神ノ前593番地1、田で346㎡。3番目の〇〇〇〇さんにつきましては、同じく字神ノ前594番地1、田で512㎡。もう1筆につきましては、字神ノ前595番地1、田で355㎡。4番目の〇〇〇〇さんにつきましては1筆で、字神ノ前596番地1、田で301㎡。それから5番目〇〇〇〇さん2筆申請がでておりまして、字下り松6219番地、田で244㎡。2筆目字下り松6220番地、田で39㎡。6番目〇〇〇〇さん、字神ノ前597番地1、田で467㎡。となっております。それでは53ページをお願いいたします。53ページに形状変更届位置図1番から6番まで一括で載せさせていただいております。場所的には、よどやドラッグ大方店の前の新しく国道が改良されている所です。54ページに住宅地図を付けております。この住宅地図の工事中とある所が新国道がついている所です。それから55ページが拡大写真です。それから56ページ、これが平面図となります。上が四万十市になりまして、下の方が佐賀になります。申請地については黄色い部分が6件分となっております。それから57ページに申請地の拡大平面図を付けております。このなかで、後ほど写真でも分かるかと思いますが、〇〇〇〇さんという方と〇〇〇〇さんという方の農地の間の農地で白色になってますが、多少整地はされておりますが高さは変わらないということで、申請は出ておりません。それで58ページからはそれぞれ1筆ごとに断面図、赤い部分について埋立の内容について図面を付けております。1の1につきましては埋立50cm。1の2につきましては60cmから80cm。2の1は80cmから1m20cm。それから61ページ3の1につきましては1m10cmから1m40cm。62ページの3の2につきましては同じく1m10cmから1m40cm埋め立てます。63ページ4の1については埋立が1m10cmから1m40cm。64ページの5の1については1mから1m40cm。65ページにつきましては端になりますが、0から60cm。それから66ページにつきましては埋立が1m30cmから1m60cmということになっております。あと67、68ページに公図を付けております。69ページ、70ページに現況の写真を付けておりますが、写真でも見てのとおり土が入れられて形状変更されている途中となっております。現場の業者さんに聞きますと、従前の測量をして座標で界が分かるようにして、全部を埋め上げてから界については原形に戻すようにするそうです。国道の土をいれる都合があって、事後の届出になりましたけれども、国道の工事と併用ということで致し方ないところもありますので、御了承願いたいというところもあります。以上、届として問題はないと思います。

議長 今、事務局の方より説明が終わりました。担当委員さん何か補足説明があれば。

〇〇委員 以前は藪で荒れていました。水捌けも良くしてもらって畑を作りたいと言っております。

議長 担当委員さんの説明も終わりましたが、以前は荒れた土地だったが埋め立てて畑にして作りたいということですが、この件について意見、質疑ありませんか。

〇〇委員 〇〇さんの家と、埋める畑との高さは大丈夫か。

議長 道路の高さまでの埋め上げなので大丈夫と思うが。

事務局 69ページの写真をお願いします。道路と屋敷の高さは同じくらいなので、家の土地より上がるということにはなりません。58ページの断面図をお願いします。右側が屋敷で

左側が大方改良の道路となっています。その間の赤い部分が埋立のところですが、この図で屋敷の高さの関係が分かると思います。

議 長 他にはありませんか。

(質疑なし)

それでは承認を受けたいと思います。承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。形状変更について承認されました。

続きまして議案第 5 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは別冊で議案第 5 号という資料をお配りしていますが、一枚捲っていただいてそこに貸付人、借受人について記載をしています。4 件の申請が出ております。これは相対で利用権の設定をされる、ということになっておりますので内容についてはそれぞれ見ていただきたいと思います。

議 長 この利用権の設定について何か質問はありませんか。無ければ承認を受けたいと思います。いいですか。

(質疑なし)

それでは、この利用権の設定について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第 5 号承認をされました。

それでは、その他の討議・報告事項について、を議題とします。

議 長 ○○さん

○○委員 (継続審議になっている農用地区域除外の件について状況報告。)

議 長 それでは、事務局の方よりその他についてお願いします。

(議決案件については以上)

事務局 以降、○その他について説明した。

議 長 ほかにありませんか。なければこれで定例会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(午後 4 時 50 分終了)